

港湾区域、五六条一項の公告水域、特定離島港湾施設の存する港湾の公告水域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域以外の水域における次の施設を対象とし、水域施設等を建設、改良しようとする者は、届け出なければならない。

- ― 水域施設
- ― 外郭施設（海岸保全施設・河川管理施設以外）
- ― 次に掲げる係留施設
 - ・ 危険物積載船・旅客船（二三人以上の旅客定員を有する船舶）又は自動車航送船を係留するための係留施設（貨物の積み込み若しくは取卸しをすることができるもの又は人が乗船し、若しくは下船することができるものに限る）
 - ・ スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設（同時に五隻以上の船舶を係留することができ、かつ、人が乗船し、又は下船することができるものに限る）
- ― 総トン数五〇〇トン以上の船舶を係留することができる係留施設
- ― ただし、以下の施設は届出対象外である。
 - ― 櫓櫓（ろかい）のみをもって運転する船舶を専ら係留するための係留施設
 - ― 都市公園又は都市計画施設である公園で国が設置するものに設けられる施設として地方公共団体又は国が建設し、又は改良する係留施設
 - ― 漁業を行うために必要な施設（港湾管理者が建設し、又は改良する港湾施設を除く）
 - ― 砂防法に規定する砂防工事等として国土交通大臣又は都道府県知事が建設し、又は改良する港湾の施設
 - ― 海岸保全施設に関する工事等として海岸管理者が建設し、又は改良する港湾の施設
 - ― 河川工事等として河川管理者が建設し、又は改良する港湾の施設

以上

平成三〇年二月七日の「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成三〇年法律第八九号)の公布にあたり、次のとおり追補いたします。本書とあわせて活用ください。

『詳解 逐条解説 港湾法 三訂版』追補

20頁末尾に入る

⑳ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三〇年法律第八九号）
海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度を措置するもの。これは、平成二八年の港湾法改正により整備した港湾区域における長期の占用を確保するための制度を一般海域に拡大するものであるが、国が区域指定や計画認定等の主体となるとともに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇八号）と関連づけ、供給価格も考慮して最も適切な者を選定し、計画を認定することに特色がある。

261頁「補論二」11行目に入る

これらを背景に、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成三〇年法律第八九号。以下「再エネ海域利用法」という。)が平成三〇

一二月七日に公布された。再エネ海域利用法においては、長期間にわたり海域を占用する海洋再生可能エネルギー発電事業について、政府が定める基本方針に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域を指定して公募占用指針を策定し、最も適切な公募占用計画の提出者を選定し、当該公募占用計画を認定する（最長三〇年の有効期間）という制度を通じて、事業者による長期間の占用の確保を図ることとしている。

501頁5行目から503頁16行目までを差替え

（水域施設等の建設又は改良）

第五十六条の三 水域（港湾区域、第五十六条第一項及び排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項の規定により公告されている水域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を除く。以下この条において同じ。）において、水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるもの（以下「水域施設等」という。）を建設し、又は改良しようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、当該変更により工事を要しない場合においては、その変更があつた後遅滞なく、届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る水域施設等が技術基準に適合しないものであると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該水域施設等の建設若しくは改良を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第三十七条第三項に掲げる者は、水域において、水域施設等を建設し、又は改良しようとするときは、第一項の規定による届出の例により、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。その通知した事項を変更しようとするときは、同項の規定による届出の例により、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る水域施設等が、技術基準に適合しないものであると認めるときは、その通知を受けた日から六十日以内に限り、その通知をした者に対し、必要な措置をとることを要請することができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による届出又は第三項の規定による通知があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、届出又は通知のあつた事項を公示しなければならない。

本条は、港湾区域、五六条一項の公告水域等以外の水域において、水域施設等を建設又は改良しようとする者に対し、都道府県知事への届出を行うことを義務づけること等を定めた規定である。

発電所付属港等企業の専用用途に用いられる専用施設は、港湾法により港湾管理者において管理する港湾の範囲外であり、五六条一項の公告水域でもなく、また、マリーナ、シーバース等は、港湾区域にも公告水域にも属しない水域に立地していることがある。港湾管理者が置かれている港湾区域、五六条一項の公告水域以外の水域においても、その水域に水域施設、一定の外郭施設及び係留施設を設置する場合には、都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は、これら届け出られた水域施設等が五六条の二の二以降で定める技術上の基準に適合しているかを確認し、必要な場合には是正措置等をとるように求めることができる。

なお、港湾区域、五六条一項の公告水域等以外の水域以外でも、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四一号）により、特定離島港湾施設の存する港湾について国土交通大臣が公告した水域及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三〇年法律第八九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、各法による規制の対象となるため、本条による届出義務の対象外となっている。

（届出の対象となる水域施設等の建設、改良）